

「札幌版次世代住宅基準」に関する技術検討会議設置要綱

〔平成 22 年 8 月 24 日 都市局長決裁〕

〔平成 27 年 4 月 1 日 一部改正〕

〔平成 27 年 7 月 17 日 一部改正〕

〔令和 4 年 7 月 29 日 一部改正〕

(目的)

第 1 条 市民が取り入れやすい実効性のある省エネルギー住宅基準を策定・改正するにあたり、幅広い分野の専門的な立場からの意見を聴くため、「札幌版次世代住宅基準」に関する技術検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、札幌版次世代住宅基準（以下「基準」という。）の策定・改正に向け、次の各号に掲げる事項についての意見交換を行う。

- (1) 目標とすべき省エネルギー性能（省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等を含む）や対象住宅の範囲等、基準が目指す目標・戦略
- (2) 住宅の建て方に応じた費用対効果等の検証、法的課題等
- (3) 普及促進に向けた誘導施策のあり方
- (4) その他、基準に関する技術的な事項

(構成)

第 3 条 委員は、技術検討に必要な学識経験を有するもの及び行政関係者により構成する。

2 会議の委員数は 10 名程度とする。

3 委員は、市長が委嘱又は指名し、その任期は、原則として令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(座長等)

第 4 条 会議に座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出する。

3 座長は会議を代表し、会務を総括する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は座長が招集し、会議の進行は座長が務める。

2 会議は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局市街地整備部住宅課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(謝礼)

第9条 委員（本市職員を除く）に対し、原則、1回の会議につき12,500円の謝礼を支払う。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。